

グーツヘルシャフトの形成とルター派の浸透(二)

——東ドイツ宗教改革の社会史的背景——

阿 部 謹 也

- 一、問題の所在
- 二、考察の出発点としての農民一揆
- 三、一六世紀初頭のヘルツォークトゥム
- 四、シュテンデ世界の形成
- 五、農村における秩序の転換
 - ① 植民時代の集落支配
 - (a) プロイセン集落
 - (b) チンスドルフ(以上前号)
 - (c) ハンドフェステについて(以下本号)
 - ② 一五・六世紀の危機とグーツヘルシャフトの形成
 - (a) 廃棄フーフエの激増と集落の売買
 - (b) 分割所領の集中
 - (c) 集落の変貌

(c) ハンドフェステについて
一四世紀末までの修道会の農村・集落支配はグーツと

ドルフという以上二型に分類して考えなければならないが、この二種は必ずしも厳密に区別しうるものではない。ハンドフェステ自体ヘルシャフト側が農村を把握する為の手段として交付したものであるから、農村の実体を示しているというよりは、むしろ農村に対するヘルシャフトの意欲の方をより正確に表現している。たしかにプロイセン集落とドイツ村落との区別は明確に存在していた。しかしグーツという一定の領域的まとまりのなかにプロイセン集落しか存在していなかったと考えるのはゆきすぎであろう。そのなかに騎士の建設したドルフがあったとしても一向に差支えないし、事実初期の大所領が分割されたあとに、旧グーツ内にドルフが生まれるばあひもある⁽⁹⁾。ヘルシャフトは当初軍事奉仕を得る為にそ

のような領域を設定したのだから、グートには広大なものから、一集落のみを対象とするものまで含まれている。当然そのなかにはドルフに近い集落形態のものがあつたかもしれない。ただそこからはヘルシャフト(コムトゥール)はチンスをとりたててなかつたというだけである。ドルフのばあい、当初はほとんどがドイツ農民村落であつたと考えてよいだろう。ドルフハンドフェステは常に一カ村毎に出されているが、グートハンドフェステは必ずしも一集落とは限らず、数集落を包括するばあいが多い。

ところでドルフハンドフェステにおいては村毎に貢租額、共有地を含む境界、裁判権の所在、村長の持分その他について、当時のドイツ本国よりも農民に有利な条件が明確な法として与えられていた。そして植民時代の農民の良好な地位、ということが社会・経済史の常識となつている。しかしこの事実だけから強固な共同体の存在を結論することは出来ない。たしかにハンドフェステはかなり画一的にはあるが、村落共同体としての村のまとまりを表現していた。従つてこのハンドフェステがその内容の法的効力をもち得る限りにおいては村の共同体

としてのまとまりは存続しえた。しかしこのような一枚の羊皮紙に記された法というものはそれだけでは何の効力も持ち得ず、現実の勢力関係のなかにおいてはじめてその有効性が検証されるものである。だから次節で述べるように一五・六世紀の危機のち社会体制の変動が起り、村落の秩序が崩壊し、グーツヘルシャフトが新しい秩序として形成される頃になると、古来のハンドフェステに固執しようとする農民と現実の力関係の展開のうえに新しい秩序を形成しようとするグーツヘルとの間にハンドフェステの解釈をめぐる争いが展開されるようになる。従つて問題はハンドフェステの内容を保証したところの一四世紀の社会構造と、その実質的な破棄をもたらした一五・六世紀の社会構造の違いに求められなければならない。

しかしハンドフェステ自体にもその問題性は露呈されている。ハンドフェステの受領者であり且つ保管者でもある村長 *Schultheis* はハンドフェステに記されている唯一の人格であり、他には村落共同体成員の名はあげられていない。ハンドフェステに記載されている諸条項の実施にあつては村長の役割が極めて大きかったのであ

る。《東ドイツ村落の村長は村民の選挙によるものではなく、植民請負人の子孫が世襲的にその地位につく。彼はその村に警察権をもち、村裁判を主催する公権の代表者として、フーフエからの貢租を自己の責任において集め、ランデスヘルに納入する義務を負っていた。このことから解るように、村長は始源的にはランデスヘルに任命され、それに責任をとるオプリヒカイトリッヒな性格が強い。村長は村を内外に代表する存在であったといつてよい。植民時代即ち一四世紀の状態は大体以上の通りであったが、以後の発展において村長がオプリヒカイトリッヒな性格を失ない、ゲマインデを代表する機関にならなかつたかどうか、という点は問題である。しかしこの点についてはプロイセン内陸小都市の *Schulzenamt* の性格の変化が暗示を与えている。内陸都市も村落と同様植民請負人によって建設され、彼が *Stadtrichter* となった。後には *Stadtrichter* と呼ばれるが、最近のガウゼの研究によるとこれも何らかの形で常にランデスヘルに任命されていたらしい。比較的大量の免租フーフエをもつ都市においてすらこのような状態であったとすると、村における村長の地位も大差なかつたと見なければならぬ》⁽¹⁰⁾。

いづれにせよ村長の地位は極めて重要なものであった。ハンドフエステはランデスヘルの代理人としてのコムトゥールが出すものであるから、現実には修道会という強固なランデスヘルシャフトの軍事・財政的権威のうえにたつてはじめてその本来の役割を果しうるものであった。一四世紀末迄に修道会が大量のレガリア、大直営地、貿易といった独自の経営によって農村貴族とは質的に異なつたヘルシャフトを構成し、中・小農民層の維持に大きな関心を寄せていた限りで、村落はコムトゥール村長を仲介としてランデスヘルに直屬していた。東ドイツのハンドフエステに表現された村落の共同体的性格とはこのような強固なランデスヘルシャフトのもとに固着してはじめてその全き実現をみることが出来るようなものであって、他の勢力に拮抗して自己の自由を主張しうるような性格のものではなかつた。しかしそれだからこそ村民の社会的地位は、日常的な苦悩はあつたとしても、強力な権威の保証のもとにあつて伝統的に定まつたもの、と意識されて⁽¹¹⁾いた。この意識は修道会自体の運営の為の慣習規定がラント支配の法となつたことによつて法的にも裏づけられていた。世俗の生活はコムトゥール

を通して修道会に規定され、修道会を通して神に直結していた。一四世紀の社会はこのような上から下まで貫くヒエラルヒーの秩序をもった社会であり、ハンドフェステはその秩序の法的表現であった、といえよう。

(9) そのような例としては Geierswalde, Pötzdorf, Reichewan, Ludwigsdorf, Rauschen, Wittigswalde, Arnau, Platteinen, Mühlen, Königsgut, Kurken DKO, N°48, N°154, N°69, N°39, N°125, N°132, N°91, N°131, N°190, N°6, N°120, N°108, N°78, N°74.

(10) 前掲拙稿七四頁。

(11) 勿論その意識の内容はドイツ農民のばあいとプロイセン農民では違おうだろうし、後者においても次節(9)で述べられるように集落民の結束の強弱によって異なっていたであろう。

②一五・六世紀の危機とグーツヘルシャフトの形成

③廃棄フーフエの激増と集落の売買

もとより一三・四世紀の社会が静態的であったというのではない。すでに一四世紀中頃からハンザの浸透に密着して農村領主層の擡頭が認められる。集落文書でこの点を実証しているものは見当たらないが、Ständetragsakten

には農村領主の擡頭を推察せしめるに十分な記載がある⁽¹⁾。すでに述べたように、これらの動きは修道会の統治組織が浸透していた限り底流でしかなかったが、ひとたび外からの刺戟によってその支配が揺げば、一挙に主流となっておどり出るだけの力にはなっていた。一四一〇年の対ポーランド戦の敗北はその第一衝撃であった。この時以後一六世紀初頭に至るまでプロイセン社会は旧秩序の崩壊と新体制(グーツヘルシャフト)の確立との渦のなかに巻き込まれる。これらの変動は一五世紀初頭の集落文書においては直ちに二つの結果となって現われた。一つは廃棄フーフエの激増であり、他は集落における売買文書の頻出である。

一五世紀以前には大量の廃棄フーフエの存在は認められないが、この年に敗戦を直接の原因として一挙に廃棄フーフエが激増し、全ラントの二〇%以上のフーフエが廃棄された。本稿作成の為に調査したオステローデ地方の集落でも、一四一〇年の史料が残されていた限り、一集落当り平均一〇〇〜二〇フーフエが *Wüst* と記されている。各文書には戦乱による被害金額の記載もあり、それによると一集落平均一〇〇〜四〇〇マルクに達してい

る。一四二四年の Hungerkrieg も同様の結果をもたらした。一四一四年付のオステローデの史料にも集落単位の廃棄フーフエ(一〇と二〇)と被害金額(二〇〇と四〇〇マルク)が記されている。更に一五二一年にも全集落に及ぶ戦の被害として同じ規模の額があげられている。集落全体に及ぶ被害の記録が残っているのは以上三つの場合だけだが、これらの合間にもさまざまな戦乱、疫病の流行があった。一四二二年、一四三二―三三年(フス派の北上)、一四八三―六六年の戦等がその主なものであり、統計上の数字はないが、同様の被害を集落に与えたであろうことは察するに難くない。⁽²⁾ これら一連の文書は極めて雄弁に一五・六世紀の集落の不安な状態を示している。しかし一五世紀初頭まで強力に維持されていた秩序が急速に崩壊したことを歴然と示しているのは、何よりも集落における売買文書の増加という事実である。

オステローデ地方で一五世紀以前に成立した集落二〇〇カ所のうち、一五世紀を通じて集落の全体又は部分の売買文書が存在しているのは約一二六カ所である。それらの集落のうちかつては修道会直属の所領であったもので私領主に抵当又は売却の形で与えられた文書が残って

いるのは四二カ所約三分の一を占めている。これには二つの場合があった。対ポーランド戦で修道会の為に戦った傭兵隊のリーダー(主にドイツ貴族)が支払いとして大所領を受けた場合と、戦費調達のために修道会が土着領主層に抵当として渡した所領の場合とである。いずれにしてもこうして一五世紀以降再び大所領が私領主の手に形成されることになった。ユンカー史に名を留める大所領のほとんどはこの時期に作られたものである。von Sohlen 是はナイデンプルグ城と一四カ村、von Querfurt 是はパッセンハイム市と三カ村、von Tettau 是はアンガーブルグ城と一カ村、von Weger 是はヴォーンスドルフ城と四カ村、von Lieben 是はギルゲンブルグ市と九カ村を入手した。⁽³⁾

オステローデの売買文書を検討して次に明らかにするのは、集落の部分を対象とする売買文書が意外に多いことである。これは多くの場合マグデブルグ法による譲渡の際に起ること、たとえば一四七七年に Peter von Ganshorn は一四五四―六六年の戦における功績によりリヒタイネン村の一六フーフエ、ゲルネッケン村の一〇H、ドレーブリッツ村の二Hを得、翌年にも五Hを加え、

三カ村三三丑の文書を高・低級裁判権と共に獲得した。こうしてこれらの三カ村は少なくとも二人以上の領主をもつことになった。Matz Finck も Seewald, Lauben, Faulen の各部分を買取っている。こうした集落のいづれにも一四世紀末迄の文書でわかる限り複数領主の存在を認めることは出来ないから、この現象も一五世紀初頭以来の社会的混乱の結果とみてよいだろう。分割売買が行なわれた原因について立入ることは出来ないが、ここではこの現象が一五世紀後半、即ち修道会の権威の衰退と共に行政組織が崩壊した時期に頻発した、という事実だけ確認しておけばよいだろう。修道会所領であった場合には相続による細分化は起り得ず、修道会をレーエンスヘルとする集落の相続・売買に關しても、修道会が強力であった一四世紀末までは細分化は禁じられていたからである。

⑥ 分割所領の集中

一五世紀後半になると全域で認められるこのような高級裁判権をもつ貴族領の激増と分割所領の成立という二つの傾向は、それ自体をみれば旧秩序ドイツ騎士修道会支配の崩壊であったが、大きな視野に立ってみれば、

一見雑然とした所領売買の進行のうちに別な次元で新しい秩序の形成が進んでいたことが認められる。

雑多な形で存在している集落文書を集落から切り離して、ひとたび所有者単位にまとめてみると、すでに一五世紀末から同一人物への所領の集中という現象がはつきり浮びあがってくる。前節であげた Matz Finck は一五世紀末迄に三カ村を所有しているが、これは一六世紀になると Albrecht Finck の領地として再び文書に現われる。Albrecht Finck はホーヘンシュタインアムトのラントリヒターであると同時にラントラートの地位にあった。一五四〇年にプロイセン全土に行なわれた調査によると、アルブレヒトがこの年の前後に所領をもっていることが明らかな集落はオステローデ全体で一七カ所となっている。(Faulen, Lauben, Thyman, Schölnau, Steffenswalde, Seewalde, Tannenbergl, Mühlen, Frögenau, Preuden, Korstein, Rhein, Haasenberg, Steinfield, Dreißighufen, Gerdecke, Nachtigall) 一五六五年の文書によるとフィンク家の全所領は一二〇フューに達している⁽⁵⁾。フィンク家以外には Antonius Borck が Langguth (四四 H) / Draglitz (四〇) / Ramten (二〇) / Mittelgut (一五) /

Grasnitz (I I) Gehlfeld (I II) Ziegenberg (I II) Lehmannsgut (IV) を所有しており、これらの所領は全部で一六〇〇年には Rantensche Güter と呼ばれている。更に Hans v. d. Goblenz & Marwalde, Kerzwalde, Vierzighufen, Altstadt にそれぞれ所領を置つてゐる。Friedrich v. d. Usnitz † Osterwein, Gligenan, Mispelsee, Mühlent 2/ Christoph Kalkstein † Balzen, Leip, Marienfelde に所領をもつてゐる。

以上のすべては一六世紀のオステローデの文書から集められたもので、史料の示す限りこれら五名以外に多数所領を集積している者はオステローデにはいない。これらのグート並びにドルフを所有している五名が当地の《グートヘル》である、といつてよいだろう。

そこで次の問題はどのようにしてこれらの集中が行なわれたか、又その結果一四世紀末までは一定の秩序のもとに営まれていた集落経営にどのような急激な変化が起つたのか、をみることでなければならぬ。

はじめの問題は、文書の内容を検討すれば容易に答へることが出来る。一五六一年から六五年にわたるドムカウ村自由民のヘルツォークへの訴状によると、Johann

Birkhan (オステローデの隣りのホーヘンシュタインアムトの領主) は買取り、交換、悪しきたぐらみなどにより多くのフリーフェを手中に収めた、とある。自由民は九回にわたつてラントゲリヒトに訴え、遂にはヘルツォークに訴えてその判決を得た。そこで自由民はその判決を六回にわたつてラントゲリヒトに提出したが何の応答もなかった。(9) ヘルツォークの判決もラントゲリヒトに無視されていたのである。そのためにある自由民は一四名の助人と共に Birkhan の館を襲つたりした。このような例は無数にあり、ハウプトマンすら同様な方法で土地の集積を行なつてゐる。一五五九年にウイトゥルテンの自由民はホーヘンシュタインのハウプトマンが当集落最良の牧草地と耕地を横取りした、と訴えてゐる。ハウプトマンは住民から Pankorn (古くからの経営単位の保有確認料) を受取るうとせず、牛を取りあげ、ビールの醸造を禁止、住民を土地から追放しようとしてゐる、とある。これらの住民も同様にヘルツォークに保護状を要求した。修道会時代のコムトゥールに相当する官僚(ハウプトマン)も今では所領の集積という点で私領主と変らなかつたのである。

このような所領集積の方法とそれによって生じた集落の変貌をより明らかにするために、今しばらく各集落の例をみよう。すでに触れたアルブレヒト・フィンクの領地を含む集落八カ所について、一五四〇年の記録と一五七九年の調査(いずれも Visitation)とを対称させて、その間の変化をみると次の通りである。

(i) Farthen この集落には一五五六年の文書が残っているがそれによると、この頃に全体で四六Hあり、フィンクが二八H、自由民が一八Hをもっている。一五七九年の調査では全集落に六〇H、そのうち一三H—Vorwerk 二四・五H—Wist. 村長—四H. 農民八名—一〇・八Hとなっている。大体 Vorwerk にあたる分だけ記録のうえでは増加している。これがどこからきたのか明らかではないが、すでに一五六七年には当集落の教会がなくなっている(宗教改革!)ことを考慮しなければならぬだろう。幸い一六〇九年には自由民からヘルツォークにあつた訴状があるが、彼等は一三二一年の一四四〇フーフエのハンドフエステ(当集落は一三二一年に作られた一四四〇フーフエのグート内に成立した)を引用して、Pfluggkon の支払いを拒絶し、フィンクの暴力行為を訴えている。農

民達は労役を強制され、その際フィンク家の村長(?)によって犬のように足蹴にされ、棒や手で殴打された、とある。これらの文面から、ここではすでに村長が完全にフィンク家の私的官吏と化していたことが読みとれる。⁽⁸⁾

(ii) Fhyman. ここでも一五四九年にフィンクによって一三二八年以来集落民の権利であつた漁獲権が侵害された。そのうえ一五七一年にヘルツォークはフィンクに対し暴力によらないという条件付で当集落の自由民所有地を買上げることが許可している。その結果一五七七年になると四〇Hのうち三二H—Vorwerk 残りを自由民がもつ、⁽⁹⁾というほぼ完全な囲い込み Vergüterung が行なわれた。

(iii) Seewalde 一五四〇年には農民一〇名、粉ひき、牧人各一名、ゲルトナー四名がフィンクに属す、とある。一五四五年の記録によるとフィンクはゼーワルド城を建設、これは当時としては異例な程立派なものであつたとエルピング市民は伝えている。この集落には一五七九年に三〇Hあり、フィンクが二一・五Hを Vorwerk とし、三H—Wist. 粉ひき二名がおり、Vorwerk では農民二名と

ゲルトナー一二名が労役を行なっている。従って Vorwerk 以外には五・八Hしかなく、これも農民数の減少と合わせて典型的な囲い込みといえよう。⁽¹⁰⁾

(iv) Tannenbergr 一五四〇年に農民二四名、ゲルトナー五名がフィンクに属する、とある。この集落には一六〇〇年まで他に文書は残されていないが、この年の記録によつて Scharwerkdorf となつており、全体で八〇H (教会一四、村長一四、農民一四八、ヘルツォークの Vorwerk 九 $\frac{3}{4}$ 、wüst—一三 $\frac{1}{4}$) そのうち事実上二五Hは Vorwerk に組み込まれており、その為に農民は現に所有していないフーフエからの貢租その他を支払わねばならず、フィンクと争つてゐる。⁽¹¹⁾

(v) Mühlen ここでは一四七〇年にすでにフィンクが湖での漁獲権を得ているが、その後湖や土地をめぐる他の領主との争いの文書が続く。一五七九年の記録では全体六〇Hのうちフィンクが六H、Vorwerk ニッキ (領主) 一〇、wüst—六、Krüger—五、残りの三四Hを村長二、Krüger 一・五、農民一四名、ゲルトナー七名、牧人一名でまわつてゐる。⁽¹²⁾

(vi) Steffenswalde 一五四〇年にこの集落の領主はフィンクとナーゼの二名で農民一四名、粉ひき、かじ屋、ゲルトナー二名がいた。一五七七年の調査では全体で四四Hのうち Vorwerk—一二・五、教会—四、農民五名—各一・五、一三名—各二、となつてゐる。一五八四年にも領主は二名と記されてゐる。⁽¹³⁾

(vii) Rhein 一五四〇年にこの集落の領主はフィンクとグランデンの二名。一五七〇年にはオステローデ市の裁判で、ある証人はフィンクが自由民の土地を買い上げ、交換その他のたくらみによつて多くのフーフエを一手に集中し、自由民は今やフィンクの untertan になりつつある、と証言した。一五七七年の記録によると、この集落には全体で八〇Hあり、フィンク—二九、村長—三、農民二名—各二・五、二名—各二教会フーフエ、二名—各三・五、一六名—各二Hとなつてゐる。この四教会フーフエについては一つの史料がある。それは一六世紀中葉のラインとデーリンゲンの司祭の訴状であるが、それによるとフィンクは一五五〇年以前にラインの教会を破壊し、そこに農家を建設し、教会フーフエを農民に耕作させて貢租を徴集してゐる、といふのである。その際フィンクは教会の鐘その他の小道具も売却した。このような

例は他の集落にもみられ、グーツヘルのこうした一連の行動は宗教改革期東ドイツ社会史の理解の為に重要な素材を提供するものといえる。⁽¹⁴⁾

(vii) Hasenbergr. 一五三九年にフィンクはランデスヘルに当集落を自由民から買取の許可を求めた。一五四〇年の調査では全体で四〇戸、そのうちフィンクの *Woyssgr.* 四・五、自由民九名、農民四名、粉ひき一名となつてゐる。一五四二年にフィンクはすでに自由民から七・五戸を買取っており、一五七七年の調査によると農民一名一〇戸、粉ひき、かじ屋各一名、ゲルトナー五名となつてゐる。ここでも一六世紀後半における困い込みの進行は歴然たるものがある。⁽¹⁵⁾

以上八カ所の集落のうち、一四世紀のハンドフェステにおいて複数領主の存在が確認されているものは一カ所もない。しかもこれらの集落におけるフィンク家の所領はすべて一五世紀後半以後に成立した、と相当の確実性をもつていえるから、集落における分割売買の傾向は以上の例に示されているような方法で、同時に広い地域にわたる所領が一手に集中されてくる傾向と並行して進められてゐることがわかる。東ドイツにおいては、植民時

代の一村一領主制の集落が一五世紀の経過のうちに分割されてゆき、その過程で多くの集落にまたがる大所領支配（グーツヘルシャフト）が成長してくる、といつてよいだろう。

ところでこのような大所領は自ら海外貿易に直接に参加するグーツヘルの経営になるものであるから、輸出の為の生産という独自の論理構造によつて貫かれていた。

ここに生まれたのは、小規模ではあるがグーツヘルを中心とする一つの秩序であつて、その限りにおいて一四世紀末までの修道会支配に代り得る力を集落に浸透させた。この新しい秩序は旧秩序の破壊によつてしか生み出されえなかつたから、集落の変貌は何にもまして顕著になつた。擡頭しつつあつたグーツヘル層は上に対してシユテンデを構成してランデスヘルに対抗したように、集落においても旧来の秩序を守ろうとする農民層と闘わなければならなかつた。

◎集落の変貌

領主にとつても農民にとつても一五世紀の危機は戦乱と災害のうちに始まつた。プロイセン国内が戦場になつたために人口の減少とフーフエの廃棄は著しかった。す

で述べたこれらの事態に対し農民は都市への逃亡という消極的な方法で対処し、領主は当初そのときまで自己の支配下にあった農民を法的に土地に緊縛するというこれも消極的な手段で対処した。敗戦の直後に出された一連の立法はその対応を物語っている。一四一二年の立法では、領主の許可状をもたない農民は都市へ受け入れられてはならず、確定した居所をもたない者は收穫時に都市から追放されねばならなかった。一四一七年に、逃亡農民は旧領主の許に帰されねばならない、という点で修道会はシュテンデに同意した。農民は身代金を払い、農地を引受ける代人を置いた時にのみ離村出来たのである。これも一四二〇年にはオルドヌンクとなり、その後何度も繰返された。一四九四年のオルドヌンクでは、いかなる都市、領主も逃亡農民を引受けてはならず、領主は逃亡者を裁判なしで死刑に処し得ることになった。しかしこれらの規制が繰返されていることからわかるように、法的規制は逃亡を妨げることとは出来ず、農民は陸統として都市に流入した。都市もこれらの流入人口に依存していたから、領主の法的規制は死活の問題であり、都市もこの点では農民の側にたった。そしてこの都市と農

村領主との対立の結果にプロイセンの将来がかかっていたのである。しかるに悲劇的なことには一四六六年に終る一三年戦争は国土の広範な疲弊をもたらしただけでなく、ダンチツヒを筆頭とする西プロイセン都市をポーランドの手に渡した。これはプロイセンにとって決定的な事件であった。残る都市はケーニヒスベルグだけとなり、以後シュテンデ内の勢力均衡は破れ、農村領主層の優位が確立した¹⁶⁾。だから一五世紀後半以後集落内部に農村領主の勢力が浸透してきたのは決して偶然ではなかったのである。すでに逃亡の自由すら失った農村は地域共同体によって戦った。

前節でみたように領主は買入れ、交換、悪しきたくらみなど積極的な手段によって多くのフォーフェを集積したが、農民もこれに対して実力を行使したり、ヘルツォークに訴えたりして積極的に抵抗した。両者の争いは常に法、即ちハンドフェステをめぐって展開された。領主層はシュテンデの結成によって修道会からかちとったところの新しい国制上の権限を法として意識した。そしてその限りで法は日々新たに付加され、実力をもって行使さるべきものであった。しかるに農民にとっては日々毀損

されてゆく生活現実を法として受け容れることは出来なかつた。彼等の記憶にある法は一四世紀に修道会から採られた法であつた。そしてそれは目に見える法として、即ちハンドフェステ文書として現実に保管されているものであつたから、それを守ることが彼等の権利を守り、生活を守ることを意味したのである。火災でハンドフェステを焼失すると、彼等は法を失つた、として再交付を願わねばならなかつた。⁽¹⁷⁾ ザムランドの領主は旧ハンドフェステを一五二五年に破棄することすら敢てしたのである。このように戦乱を起点とする社会混乱はそのまゝ法の混乱を意味した。ハンドフェステをめぐる法解釈上の争いはヘルツォークのコートで長年月を費して議論され、結果は常に領主側に有利に終つた。だが領主と農民の争いは現実に村落をめぐる行なわれ、法の争いはその表現でしかなかつたことはいうまでもない。私は前節でフィンクの所領を例にとつて一六世紀後半にはグーツヘルによる新しい秩序が確立しつゝあつたことを述べたが、村落側からみると、それは一四世紀の秩序が領主によつて分断されたことを意味していた。ではこの時点において集落はどのような様相を呈していたのだろうか。

前章で私は一四世紀末迄のジードルンクをグートに包括されたプロイセン集落とチンスドルフに分類したが、これらの集落も同世紀末から一五世紀にかけて内部が緊密化していたと想像される。一四一〇年の対ポーランド戦の被害台帳によると一集落平均一〇〇マルク以上、なかには一、〇〇〇マルクにのぼる被害を受けている集落があることはこれを物語っている。しかし以上述べた経過で部分的又は全体的に売買、収奪の対象となつた結果、一六世紀後半になるとこれらの集落のうちプロイセン集落ははっきり次の三つのタイプを示すようになる。⁽¹⁸⁾

(i) 純粹な Vorwerk⁽¹⁸⁾ これはもはや集落としての体裁をもたず、領域内にはゲルトナー等の小保有農以外は自由に民が残存しているだけの農場であつて、オステローデには Sanden, Goritz, Mörlen の三カ所見出される。⁽¹⁹⁾ Sanden は一四世紀末に建設された二五戸のグートで、一五四〇年にはホーヘンシュタインの司祭の四教会フーフエが没収されて Vorwerk が作られた。このときには自由民一名のみ。一五七九年の調査ではゲルトナー六名、牧人一名が判明している。Sanden から約八キロ離れた

メルケン村、ケーニヒスグート、ミスベルゼー、ギルゲナウ四カ村の農民五名がここで Scharwerk を行なっているという記録が一五八二年に残っている。一四三七年の租税台帳によるとこの四カ村はチンスドルフであり、一五七九年の調査では村内に Vorwerk を持たない Scharwerksdorf となっている。別の機会に述べたように、これら四カ村の一四世紀のハンドフェステには Scharwerk の記載はなく、あっても年四日程度のものであったから、一六世紀における賦役の増大に農民はくり返し抗議している。一五六一年にギルゲナウ村の農民はヘルツォークに対し、ハウプトマンによる賦役の強制を訴えているが、それによると彼等は Peter Paul から Michaelis まで Sauden の Vorwerk で賦役を行ない、雨期にも家へ帰れなかった。そのうえ城へ木材を運んだり、ハウプトマンの為に穀物をエルピング港へ運んだりしなければならなかったという。これらの文書から明らかなように、ハウプトマン自身農民の賦役を使用して直営地経営を行ない、海外向け穀物生産に従事したグーツヘルであった。Vorwerk Görlitz の場合。これは一六世紀に作られたランデスヘル農場で、一五六四年に一三丑の耕地を

もち、同じ頃他の集落の農民二八名が八日間の賦役耕作を行なっている。この農場へ賦役を行なっている村は Bergfriede (八名) Buchwalde, Röschen, Leip の四カ村で、前三者も前の例と同様チンスドルフで、ライプは村の半分がチンスドルフであった。Buchwalde にランデスヘル三七丑がある以外、他の村には Vorwerk はなく、いずれも Scharwerksdorf である。Mörlen については一六〇七年に二五丑、一六六五年に二七丑ある以外詳しいことはわからない。この農場も一四世紀に建設され、一五世紀以降ランデスヘル所有となっているもので、Röschen Thierberg の農民がここで賦役を行なっている。

以上の (i) 型に共通していることは、これらが正式にはランデスヘル農場でありながら、実質上はハウプトマンによって管理され、主としてゲルトナーやチンスドルフ(集落内に Vorwerk をもたないドルフ)の農民の賦役を使用し、市場生産を行なっている点である。(i) 型の Vorwerk と Scharwerksdorf は、前者が直営地のみからなるのに対し、後者には直営地がない、という点で集落形態上尚極に位置している。だが前者は後者に労働力を依存せざるを得なかったから、有機的に結合したものと

見ねばならない。一四世紀のグートに含まれるプロイセン集落は(i)型に変貌しただけではなく、別の場合には集落が緊密化し、村としての体裁を強めていった。

(ii)自由民集落。一四世紀に成立したグートはすでに述べたように主として軍事奉仕を目的としてかなり広範な自由を与えられた集落群であった。クルム法の第一七、一八、二一章にはグート住民の義務の記載があるが、軍役以外は重いものではない。これらの義務は *Gutsband-²⁰ feste* に記されており、軍役が不要になってからかなり後まで有効だった。例えばマクラウテンでは一六世紀末においても 1 Sch. Weizen, 2 Pfund Wachs, 2 Dienst (*geben seit alters*) となっている。⁽²¹⁾とここでこれらのグートの住氏は一六世紀の文書では自由民 *Freie* と記されているばあいが多い。自由民という言葉の由来については別の考証を必要とするが、はっきりしていることはチンスドルフの農民とはかなり違っている点である。グートの方がチンスドルフよりもはるかに多かった。一般的にいえることは、村民数が少なく一〇名前後で、恐らく三圃農法は行なわれておらず、各住民の保有フーフエ数が多いことである。ナドラウ村では一五四〇年に自由民一〇

名、ゲルトナー三名となっているが、一五七九年の調査によれば全体で一三名(二F.、各五・五、一F.、三・五、一F.、三・二五、三F.、各三、三F.、各二、一F.、一、他は農民(？)二名、ゲルトナー二名)と記されている。⁽²³⁾この他にも多数の自由民集落で保有フーフエが八耳を越えることもあり、平均三〜四耳である。このような広い土地の耕作にはいままでもなく家族労働ではたりなかった。ラウテンスの一五七六年の文書にはこの村の自由民が *Knechte* を呼び呼べる為にはハウプトマンと争っている、という記録がある。即ち、当村の自由民は *Knechte* を多数呼び寄せる為に無制限の漁を許している、とハウプトマンが訴えているのである。⁽²⁴⁾一六世紀のハウプトマンの大部分は世襲領をもつグーツヘルであったから、自由民にはそのようなグーツヘルと争うだけの力があつた、と見ることが出来る。このことは法的にも裏づけられており、自由民村落のうちにはタウレンゼー、ヴェルケン、ナドラウのように高級裁判権すら手中に収めているものがある。ナドラウの自由民とハウプトマンの間で土地の処分権をめぐって争いが起つた際、一五八二年に自由民は村に垣根を作り、ハウプトマンを追返した、と伝えら

れている。ところで一五世紀末から一六世紀にかけてオステローデ各地に大所領を集合しつつあったグーツヘルが所領の拡大、労働力の調達のためにまず狙ったのはかつてのグート内に生まれたこれらのプロイセン集落であった。この頃になると自由民という名称と並んで *Scharverksteine* という名称が使われるようになる。これは貢納を納めず、専ら賦役を行なう自由民という意味であり、この頃から自由民は形成されつつあった領主のホーフで *Scharwerk* を強制され始めていた。しかし元来ハンドフェステに規定のない *Scharwerk* の強制に対しゲマインデの抵抗は予想外に強く、この問題をめぐる争いは一七世紀に入っても続いている。しかも抗議文書が専らハウプトマン側から出ていることをみてもゲマインデの強さが推測出来る。このようにグーツヘルに抵抗しうるような自由民集落が例外なく集落内に直営地をもたない集落である点には特に注目に値する。はっきりこの(ii)型に分類しうるのはオステローデでは三九カ所である。それに反して圧倒的に多い型が集落内に直営地が出来つつあるもので、そこでは抵抗の力はかなり弱い、と推定される。

(iii) 直営地集落

この型の集落の場合、全集落フーフエの二割から五割程度が *Vorwerk* となっており、その他には農民や自由民が各二フーフエ又はそれ以上もっている、というのが一般的な型である。この(iii)型集落の原型を探ることは(ii)型の場合ほど容易ではない。何故なら(iii)型においては稀にはあるがあまりに一五世紀初頭の史料にチンスドルフ、と記されているものも含まれているからである。例えばシュムックワルデ村は一四世紀に建設されたチンスドルフで一五世紀初頭に六六チンスフーフエの記録があり、一四八二年に *Gregor Ploschwitz* が高級裁判権とともに手に入れた。一五七七年の記録では八〇フーフエ(うち *Vorwerk*—二〇)となっており、この *Vorwerk* の成立の年代が確定出来ない。勿論(iii)型の原型と考えられる集落のうち最も多いのはグート内に成立したプロイセン集落である。しかしこの場合には一五世紀初頭の貢租台帳の対象とならないから、一六世紀後半の記録と比較することが出来ない。こういった事情で(iii)型集落は一六世紀後半に最も多数見受けられる集落でありながら、統計的に直営地成立の年代を確定することは難しい。しか

し、一般的諸事実からみるならば、一五世紀の文書で Vorwerk の記載のあるのは一通のみであるのに対し、一六世紀後半にはこの (iii) 型集落は五カ所を数える。又前章で扱った国制史上の背景から考えて、この史料の存在様式は大体直営地成立の裏づけとなる、とみてよいだろう。個別的には前節でみたように、かなり多くの集落で (特にプロイセン集落) 一六世紀に直営地が生まれつつあることを示す文書は十分に存在する。だから私達はこれらの集落で、一五世紀にはなかった直営地が一六世紀後半に生まれていた、とみてほぼ間違いないだろう。集落内に領主直営地が生まれる、ということとは、この時代には特にそれらが集落民の伝統的な生活原理とは違う動機 (市場生産) によって経営されるが故に、集落の共同的秩序を打破る大きな契機となる。フィンク、エルスニッツ等のグーツヘルはこのような集落片を集積しつつ、徐々に全村に支配を及ぼしていったのである。

以上三型のうち、(i)、(iii) の場合には集落の在り方自体が一五・六世紀の間に変り、領主直営地が創設され、集落形態の変らなかつた (ii) ヤムトルフの場合にも一四世紀のハンドフェステにはなかつた Sharwerk が課さ

れることによって、集落を単位とする農民の生活は全く変貌した。そして以上の叙述から明らかなように、最も抵抗の力が強かつたのは集落内に直営地をもたないプロイセン自由民の集落であった。アムトルフの場合、あるものは (iii) 型に移行し、原型を留めたばあいにも、ヘルシャフトが村長を確実におさえることによって、その擬似共同体的結合がかえって支配の道具に転用された。アムトルフが主としてグーツヘル化したハウプトマンの農場と有機的に結合していたことは、すでに (i) においてみた通りである。アムトルフの農民の側での抵抗の存在を示す史料は残されていない。

さて一六世紀初頭のプロイセン農民層が立たされていた歴史的・社会的あり方は上にみた通りである。農民はいずれも程度の差こそあれ、一四世紀的秩序の大幅な転換を経験しつつあり、一六世紀には新しい《グーツヘルシャフト》の秩序のなかに編成されていた。一五二五年に蜂起した農民の一揆も、原理的には新しく擡頭したグーツヘルによる恣意的な支配の強化に対する反抗であつたといえる。しかし現実の存在様式と農民の意識に投影されたそれ、即ち農民の現実認識とは必ずしも一致し

ない。一五二五年という時点において、農民はどのよう
に現状をみていたのだろうか。

すでに別の機会に明らかにしたように、一揆の主力は
プロイセン自由民であった。⁽²⁵⁾即ち抵抗の力をまだ十分に
もっていた(ii)型集落民だったのである。この集落は又最
も古くからの定住・生活様式を残した集落であった。教
会生活に関しても、ドイツ人移住者を中核とするアムト
ドルフは一応別として、他のプロイセン集落にカトリッ
ク的生活様式が浸透していたとはいえない。⁽²⁶⁾プロイセン
において司教区は一二四三年以来四カ所あり、それぞれ
が本来はランデスヘルであったが、その権能は限定され
ていた。聖堂参事会員の大部分が修道会士で占められて
からは司教教会と修道会の間に対立はなく、前者は後者
に従属していた。修道会は行政において強力なランデス
ヘルであり、同時に教会のパトロンでもあったから、か
えてカトリック的教会秩序をプロイセン集落内に強制
する必要はなかった。世俗君主として集落を完全に把握
しえた修道会は、教会生活についてはプロイセンの古い
異教的生活に寛容であったのである。このことはプロイ
セン人の数がドイツ人よりも多く、そのうえドイツ人に

反感を抱いているものが多かったという、史料にも明確
に示され、その他の関連においても極めて説得力のある
事実とも関連する。原住プロイセン人の間にカトリック
的秩序が浸透していなかったという史料は多く、カトリ
ックの学者も認めている。強力なランデスヘルであった
修道会の時代においてさえ底辺に温存されて残っていた
古い信仰 *heidnische Vorste llungen und Urstite* は修道会
の衰退を契機として表面に浮びあがった。一四二七年に
Kathäuser の修道士が総長にあてた訴状や同じ頃の総長
の廻状のなかに、私達はこれらの異教的慣習の擡頭に対
する困惑と恐怖を読みとることが出来る。ところでこれ
らの最も古い定住様式を留め、独立を保とうという姿勢
の強い(ii)型集落民が、他ならぬルターの新教を旗印にか
けて立ち上った、ということをどう理解したらよいの
だろうか。これらの、一揆の主体になったプロイセン自
由民が受けとめた《新しい教え》の実体は何であったの
だろうか。私はここでヘルダーの言葉を思い出さずには
いられないのである。ヘルダーはプロイセンにおける新
教の伝播のあまりの速さに驚嘆して、《あたかも古えの
信仰に戻るが如くに彼等は新しい教えを受け容れた》と

述べている。いうまでもなく農民において信仰は社会生活そのものと不可分な関係にあった。そして農民にとって伝統的に自明なるものと意識されていた社会秩序の崩壊が一五二五年に最終的結果を迎えたのである。心理的にはこのような秩序の転換に対する不安を背景にし、直接にはグーツヘルの搾取に抗して蜂起した農民が描いていたのは、ハンドフェステに象徴される旧秩序(即ち修道会支配の時代)への復帰であり、それをヘルツォーク・アルブレヒトに期待したのである。西南ドイツから伝えられた一二カ条もこの期待を裏づけるものと受けとられ、原始キリスト教と修道会時代への美化された記憶が二重映しとなってアルブレヒトへの期待に結晶した。プロイセン農民におけるルター派の受容の実体も、以上略述したような脈絡においてとらえようとするならば、ヘルツォーク、農村領主におけると同様、すぐれて歴史的な問題なのである。

- (1) Toeppen, Max, Acten der Ständetage Ost- und Westpreußens. Bd. II. Lief. I. Leipzig 1879, Bd. IV. Lief. I. Leipzig 1884. その他 DKO 所載の集落文書。
- (2) 一四一九年には修道会所領の二〇%以上が廃棄された。貢租台帳によっても被害の状況はかなり深刻であり、

廃棄フロンツの増加は著しう。Thielen, P. G., hrsg. v. Das Große Zinsbuch des Deutschen Ordens. (1414—1438) Marburg 1958. ほかマゲドニオスチローザのチンズフロンツは一四一〇〜三〇〇二〇年間に五二三・五から四六九へ減少している(一一一七九)年代記作者も疫病の流行を伝えている(一三三二、一三九八、一四〇五、一四一六、一四五〇、一四六四、一四八四、一四九四)。Scr. rer. Pruss. (Carsten) iii.

- (3) Regesta historico-diplomatica Ordinis S. Mariae Theutonicorum. hrsg. v. Joachim u. Hubatsch. Göttingen 1948. 4 Bde. (ii) N° 3247—8, N° 3178, 3372, 354, 374 (ii) N° 3376. ヲグスタには更に傭兵隊長に対する修道会総長の債務証書が多数残っている。N° 13610, N° 13485, N° 13486, N° 13495, N° 13505, Schuldbrief des HMFs für den Söldnerführer Heinz v. d. Pforten. Verschreibung des HMFs. und seiner Obirsten Gebietigers gegen die Söldnerführer Graf Adolf v. Gleichen..... 以下実に五九名の傭兵隊長の名があげられている。

- (4) DKO. N° 30. S. 104. 以下の例は枚挙に暇がない。ほかに一例だけあげよう。Kl. Gröben (1483), Pannerei (1489), Selesen (1473), Bolleihen (1496), Wittmannsdorf (1489), Seythen (1448), Gr. Lauben (1471), Wapitz (1461), Thyman (1482), Seewalde (1433), Seemen (1480), Tannenberg (1473), Gr. Lehwalde (1468), Marwalde (1474), Schilddeck (1450), Kirteins

- dorf (1450), Geierswalde (1451), Pötzdorf (1480), Heeslicht (1466), Schönwaldechen (1480), Faulen (1482), Lindenu (1496), Rauschken (1471) Ganshorn (1491)
- (5) DKO, N°108, S. 395.
- (6) DKO, N°23, S. 83
- (7) DKO, N°192, S. 622
- (8) DKO, N°30, SS. 104—111.
- (9) DKO, N°174, SS. 580—582.
- (10) DKO, N°145, SS. 502—509.
- (11) DKO, N°166, SS. 553—562.
- (12) DKO, N°108, S. 395.
- (13) DKO, N°162, SS. 545—548.
- (14) DKO, N°134, SS. 479—482.
- (15) DKO, N°54, SS. 188—193.
- (16) 東プロシヤに於ける都市の問題に就て分析を行なつたのはカーズテンである。Carsten, F. L., *The Origins of the Junkers. English Historical Review*. Vol LXII. 1947. p. 145.
- (17) エルンホルム村は火災でハンゲン・ヘムナを失った後 Scharwerk を課された。再交付されたハンゲン・ヘムナは瓦前や同一のものがなくなったのである。DKO, N°57, S. 208.
- (18) etymologisch には Vorwerk 又は Vor-Werk 語があらゆるエルフグリア・シタマツグリアから除外された独立的所領の謂である。
- (19) Wächter, H. H., *Ostpreussische Domänenverwerke im 16. und 17. Jahrhundert. Beihefte zum Jahrbuch der Albertusuniversität Königsberg in Preußen*. 1953, S. 23.
- (20) Statuimus siquidem.....ut quicunque XL mansos vel amplius a domo nostra emerit, is cum plenis armis et dextrario opero et armis talibus competente et aliis duabus ad minus equitaturis.....Item sattimus, ut quilibet homo hereditatem a demo nostra habens fratribus nostris solvat exinde unum nummum Coloniensem vel pro eo, quinde Culmenses et pondus duarum marcarum cere in recognitionem domini et in signum, quid eadem bona sua habet a domos nostra et nostra debeat iurisdictioni subesse..... Voltimus autem, et de bonis predictorum civium de quolibet aratro Theutonicali unum modius tritice et unum sili-ginis immensura Vladizlaviensi, que vulgari nomine schepel dicitur, cui mensura Culmensis est adequata, et de polonicali aratro, quod 'hake' dicitur, unum modius tritici in eadem mensura annuatim dyoecesis episcopo pro decimus persolvatur..... (Quellen zur Geschichte des Deutschen Ordens Göttingen 1955.)
- (21) DKO, N°95, S. 344
- (22) Wächter, a. a. O., S. 7.
- (23) DKO, N°109, S. 405. 岩集落の自由民は一五五八年に

ンツトマンの為に Gutshäuser を建て、穀物、蜜、毛皮をホルピンタ港へ運ばされてくる」と訴えてくる。

(24) DKO, N°82, S. 288.

(25) 拙稿「一五二五年、プロイセンの農民一揆」『一橋論叢』第四七巻三号。

(26) この問題については稿を改めて論じた。さしあたり Matern, G., Die kirchliche Verhältnisse in Ernland während des späten Mittelalters. Paderborn 1953. S. 77ff. を参照

(27) プロテスタンティズムのうちでも特にルター派がプロイセンへ入った原因の問題はまだ残されている。いままでもなくプロイセンへは他の宗派も入った。それらは各々独自の社会層をトレーガーとし、その浸透はそれらの社会層が難民として流入する、という形で行なわれた(ワイタセ

ルに定着したアリアナー)。だから難民の追放は教派の画一化をもたらした。ルター派に限って言えば、やはりマルプレヒトによる導入が決定的な契機であった。導入後の教義の伝播と変質はその地域の支配関係によって様々な型をとるとしても、導入という現象に *cuius regio, eius religio* が働いていた、とみななければなるまい。ルター派以外の宗派のトレーガーが主として手工業者、農民であったのだから、この問題への答が暗示されてくる。Mühlfort G., Deutsche Täufer in östlichen Ländern. in "Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland. Berlin 1961." ders. Arianische Exulanten als Vorboten der Aufklärung. in "Renaissance und Humanismus in Mittel- und Osteuropa. Berlin 1962. Bd. II."

(一九六四・四・一三)(日本学術振興会奨励研究生)